

一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会審査日程

日時 令和6年5月17日（金）

本会議終了後

場所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 承認第2号 令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）に関する専決処分について

審査番号① 福祉部

- (1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明
○ 3-1-10 社会福祉課（歳入 15-2-1）
- (2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

※ 歳出の説明をするときに特定財源がある場合は、歳入のページを示し、歳入についても説明をお願いします。

物価高騰対策低所得者支援・定額減税補足給付金給付事業

1 国の動向

本事業は国において、政府与党政策懇談会（令和5年10月26日）における総理指示及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、物価高に最も切実に苦しんでおられる低所得者への支援として、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて以下の①～④の給付を「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し実施するもの。本市においても実施する。

① R6 非課税化給付

（R5 非課税給付又は R5 均等割のみ課税給付の対象となった世帯を除く。）

② R6 均等割のみ課税化給付

（R5 非課税給付又は R5 均等割のみ課税給付の対象となった世帯を除く。）

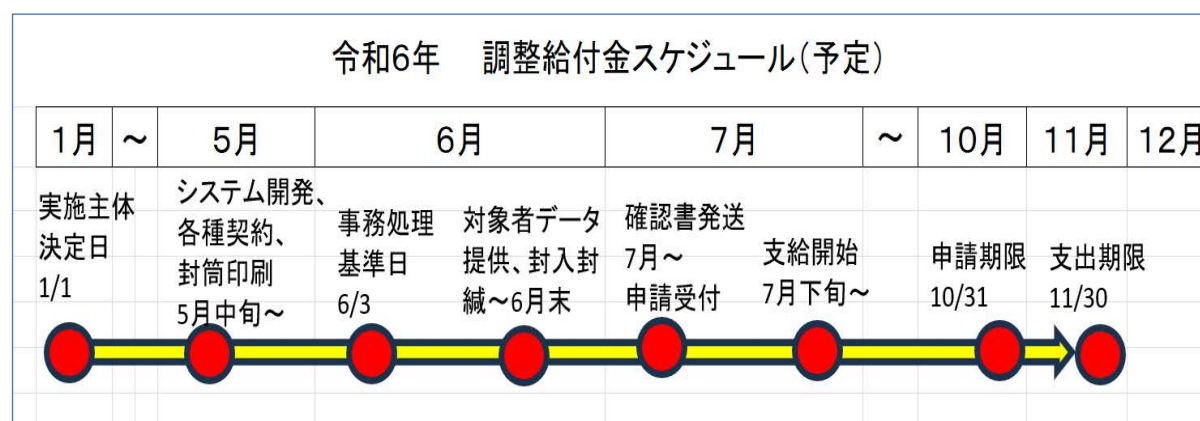
③ R6 こども加算（①②の上乗せ給付）

④ R6 調整給付（定額減税補足給付金）

■ ①～③給付スケジュール



■ ④給付スケジュール



2 専決処分をする理由

本事業は物価高騰の影響を受けた生活者等に支援の効果が直接的に及ぶ事業であるため、国において早期給付を求めている（令和6年4月1日内閣府地方創生推進室事務連絡）。新たに住民税非課税等となる世帯への給付や、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付は、令和6年の住民税情報や入手可能な課税情報をもとに、できる限り早期（夏頃を想定）に給付を開始することを目指し、迅速な支給につなげるよう依頼があった。

支給対象者の抽出、対象者へ発送する文書の印刷及び封入封緘に係る作業期間、給付金事務を行うための改修等（給付システム開発等）を踏まえると、速やかに予算措置を行う必要があるため。

3 事業内容

① 物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金

【対象者】基準日（令和6年6月3日）に山陽小野田市の住民基本台帳に記載されている者で、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

※R5 非課税給付又は R5 均等割のみ課税給付の対象となった世帯を除く。

【支給額】 1世帯当たり10万円

② 物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金

【対象者】基準日（令和6年6月3日）に山陽小野田市の住民基本台帳に記載されている者で、世帯全員の令和6年度分の住民税所得割が課税されず、うち少なくとも一人が個人住民税均等割のみ課税に該当する世帯。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

※R5 非課税給付又は R5 均等割のみ課税給付の対象となった世帯を除く。

【支給額】 1世帯当たり10万円

③ 物価高騰対策子育て世帯支援給付金

【対象者】 住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の給付対象者（世帯主）

【加算対象となる児童の範囲】①②対象者と基準日において同一世帯となっている児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）

【支給額】 児童1人当たり5万円

④ 物価高騰対策調整給付金（定額減税補足給付金）

【対象者】 実施主体の決定日は個人住民税の賦課期日である令和6年1月1日。事務処理基準日は令和6年6月3日。納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を給付する。

【支給額】 上記上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定

4 支給方法①～④

課税情報を元に抽出した対象者に、案内チラシと確認書を送付。返送された確認書により指定銀行口座へ振り込む。

5 歳出（概算）

3 款 民生費 638,328 千円 ※財源は全額国庫負担

① 事業費 55,000 千円（見込支給世帯数 550 世帯）、事務費 4,280 千円

② 事業費 60,000 千円（見込支給世帯数 600 世帯）、事務費 1,170 千円

③ 事業費 20,000 千円（見込支給世帯数 200 世帯）、事務費 938 千円

④ 事業費 484,830 千円（見込支給人数 12,000 人）、事務費 12,110 千円

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素** (わかりやすく事務負担が少ない)」 「**迅速** (特に低所得の方々)」 「**適切** (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円／人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円／世帯を給付

【3】令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円／世帯を給付

【4】令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付 **調整給付**

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

・減税額確定(令和7年3月確定申告)
を待たず、令和6年に入手可能な
課税情報をもとに、前倒しで給付

・自治体の事務負担などを踏まえ、
1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税＋給付」が
不足する場合、追加支給

【1】年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

(多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援)

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割／所得税納税者

定額減税

1人4万円※×(本人＋扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

(年収)

低所得者支援及び定額減税補足給付金にかかる制度概要

※いずれも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用

給付類型		交付対象者	給付額（目安）	基準日（目安）	給付開始目途
①	住民税均等割非課税世帯への給付 【R5非課税給付】	令和5年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	7万円／世帯 多くの自治体でこの夏以降3万円を目安に支援済み	令和5年12月1日	令和5年12月以降に順次給付開始
②	住民税均等割のみ課税世帯への給付 【R5均等割のみ課税給付】	令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（①を除く）の世帯主	10万円／世帯	①と同一	令和6年2～3月目途以降に順次給付開始
③	低所得者の子育て世帯への加算 【こども加算】	①・②・④給付対象世帯の世帯主 （※当該者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童が対象）	5万円／児童	①・②・④と同一	同上 （④給付対象世帯については、④給付開始と同時期）
④	(1) 新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付 【R6非課税化給付】	新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	10万円／世帯	令和6年6月3日	令和6年夏以降に順次給付開始
	(2) 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付 【R6均等割のみ課税化給付】	新たに令和6年度住民税所得割（減税前）が課せられていない者のみで構成される世帯（上記を除く）の世帯主	10万円／世帯	同上	同上
⑤	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付 【調整給付】	定額減税可能額が減税前税額を上回る（減税しきれない）と見込まれる所得税/住民税の納税義務者	左記上回ると見込まれる額	実施主体決定日 令和6年1月1日 事務処理基準日 令和6年6月3日	同上

※ 実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

⑤「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付について（調整給付・詳細）

【給付対象】（個人単位で給付）

※本スライドの税額は全て定額減税適用前、税額控除後の意

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該者の令和6年分所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者。

具体的には以下の「①又は②のいずれかに該当する者」。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

①所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数）が「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」を上回る者

②個人住民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）が「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

【減税対象人数】

本人、同一生計配偶者及び扶養親族（国外居住者を除く。以下「扶養親族等」という。）

※扶養親族には16歳未満扶養親族を含む。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和6年度分個人住民税所得割の定額減税の算定に用いられないこと等を踏まえ、調整給付の算定時には考慮しない。

【給付額】（①＋②）

※令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、前年の令和5年分所得税額により、令和6年分所得税額を推計する。

①「所得税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額
3万円×（本人＋扶養親族数）

令和6年分推計所得税額（減税前）
＝令和5年分所得税額（実績）

① 所得税分控除不足額
①＜0の場合は0

②「個人住民税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額
1万円×（本人＋扶養親族数）

令和6年度分個人住民税額（減税前）

② 個人住民税分控除不足額
②＜0の場合は0

➔ 調整給付額 = ① + ② （一万円単位で「切り上げて」算出）

<算定イメージ>

（減税対象人数1人の場合）

0円＜①＋②≤1万円⇒1万円
1万円＜①＋②≤2万円⇒2万円
2万円＜①＋②≤3万円⇒3万円
3万円＜①＋②≤4万円⇒4万円

（減税対象人数2人の場合）

0円＜①＋②≤1万円⇒1万円
1万円＜①＋②≤2万円⇒2万円
2万円＜①＋②≤3万円⇒3万円
3万円＜①＋②≤4万円⇒4万円
4万円＜①＋②≤5万円⇒5万円
5万円＜①＋②≤6万円⇒6万円
6万円＜①＋②≤7万円⇒7万円
7万円＜①＋②≤8万円⇒8万円